

公告

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和元年 10 月 10 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
北信漁業協同組合	上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2	内共第 2 号及び内共第 18 号
姫川上流漁業協同組合	北安曇郡白馬村大字北城 12875	内共第 8 号及び内共第 17 号
天竜川漁業協同組合	伊那市狐島 4445	内共第 6 号
木曾川漁業協同組合	木曾郡木曾町福島 4935-1	内共第 7 号

2 変更の内容

(1) 北信漁業協同組合

ア 内共第 2 号

第 7 条第 1 項ただし書中「200 円」を「1,000 円」に改める。

イ 内共第 18 号

第 6 条第 1 項ただし書中「200 円」を「1,000 円」に改める。

(2) 姫川上流漁業協同組合

第 7 条第 1 項ただし書中「400 円」を「1,000 円」に改める。

様式第 1 号の 2 の表中「平成」を「令和」に、「400 円」を「1,000 円」に改める。

(3) 天竜川漁業協同組合

様式第 1 号の表中「認証期限」を「承認期限」に改め、同様式の裏中

「ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した者には罰則があります。」を

「ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した者には罰則があります。」

中部電力からのお願い

◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。に改める。

◆釣り場の頭上前後の電線に注意してください。

自分のゴミは持ち帰り、川をきれいにしましょう。

」

様式第2号中

「  
ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した  
者には罰則があります。を

」  
「  
中部電力からのお願い  
◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時な  
らびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意  
ください。  
◆釣り場の頭上前後の電線に注意してください。  
に  
ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反した  
者には罰則があります。

自分のゴミは持ち帰り、川をきれいにしましょう。

改める。

(4) 木曾川漁業協同組合

第2条第3項中「第13条」を「第12条」に改め、同条第4項中「第9条」を「第8条」に改め  
る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

3 変更後の遊漁規則の施行日

- (1) 2の(3)及び(4) 令和元年10月10日
- (2) 2の(1)及び(2) 令和2年3月1日